

第四回 安全・安心に関するシンクタンク設立準備検討会 議事要旨

1. 日時

令和 5 年 3 月 13 日 (月) 16:30~17:30

2. 場所

オンライン

3. 出席者

(有識者)

上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員 (座長)
青木 節子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
金子 将史	政策シンクタンク P H P 総研代表・研究主幹
白石 隆	政策研究大学院大学名誉教授
角南 篤	笹川平和財団理事長
西山 淳一	未来工学研究所研究参与
松本 洋一郎	外務省科学技術顧問、東京大学名誉教授

(政府側)

奈須野 太	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
覺道 崇文	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官

4. 議事概要

(1) 安全・安心シンクタンクの基本設計について

【資料1】を用いて、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 覚道審議官から、これまでの検討会における議論を踏まえ、立ち上げるべきシンクタンクの基本設計について説明を行った。

(2) その他

【資料1】を踏まえて、意見交換を行った。

本検討会における主な意見は次のとおり。

●：有識者、○：事務局

- 資料1のp2に「情報公開ポリシー」と「コミュニケーション戦略」とあるが、米国のシンクタンクにおいては、公開版と非公開版のレポートを作成している。公開版・非公開版の分け方についても検討していきたい。また、資料1のp4に「ガバナンスに政府の意向が反映できる仕組みが必要」と記載があるが、全くそのとおりである。シンクタンクは「政府以外の顧客からの調査研究も担う」とあるが、国益に資することが前提となるシンクタンクが、政府以外の顧客から委託を受ける際には政府の許可が必要な形とするのが望ましい。米国のMITRE社を訪問した際、外国の企業からの契約は受けられないが、外国政府の保証があれば受けられると聞いた。
p5の「役員の選任・解任に当たっては政府の意向が一定程度反映できる仕組みが通例」や「事業内容の企画立案や業務運営についても一定程度の政府の関与が必要」という部分については、全くそのとおりである。またp6における基盤業務の中に、シンクタンクの独自研究ができることを明確に記載すべき。
- 研究成果の取り扱いについては、海外の公的シンクタンクにおいても、研究成果を対外公表している範囲と政府部内で活用している範囲は使い分けているため、新たに設立するシンクタンクにおいてもそのように取り扱うイメージ。政府以外の顧客については、独立行政法人の場合、外部からの業務を受託する場合、受託規定を作成した上で、主務大臣の認可を受けることになっている。特殊法人の場合、外部からの業務を受託するかどうかは、法律上に本業に支障がない範囲で受託することができるように定めている例もある。このシンクタンクにおいても、非営利の民間からの業務は政府

が認めた形でしか受託できないような仕組みを作ることができるが、詳細な設計は今後の検討で詰めていきたい。独自研究については、表現を工夫して記載する。

- シンクタンクが独自研究を実施できる形で組織設計していかないと、海外のシンクタンクとの連携はできないと考える。
- 組織の在り方として、所属している調査員が自らの能力開発をどうやっていくかという点が重要。能力開発を行うのに、外部からの業務委託を受けてこなしているだけでなく、アカデミアと同じように、所属している調査員が自主事業を通じて自らの能力をブラッシュアップさせていくことが必要。海外のカウンターパートと自主事業の中でネットワークを構築し、情報交換できるだけの柔軟性が必要。在外公館や在京大使館とうまくネットワークを構築し、個人的な信頼関係を築き、様々な情報を収集しインテリジェンスにまとめていくことがシンクタンクの重要な機能と考えている。
- ネットワーク構築はシンクタンク職員のキャリア形成に対しても重要になってくる。シンクタンクの職員ができる限り自由に活動できるような体制とすることが必要。
- 特に欧米において情報収集を行っていくためにはコネクションが重要。
- シンクタンクの基本設計については、資料1の内容で問題ないと考えている。海外の有識者と意見交換を行っている中で、我が国が伝統的な安全保障分野だけでなく、経済安全保障分野に本腰を入れて取り組み始めたという海外からの期待を実感しているところ。再来年度にはシンクタンクの法人が立ち上がるようなスピード感でシンクタンク設立を進めてほしい。R3、4年度での試行事業の中で、若手の研究者の間でMITRE社やRAND Corporation等海外シンクタンクとのネットワークが構築できている。R5年度も海外シンクタンクのネットワークを維持してほしい。
- シンクタンクの立上げについては、立法措置が必要となる部分があるため日程的に未確定要素があるが、政府内で進められる部分は最大限進めていきたい。R5年度のシンクタンク委託事業の予算額も考慮しつつ、何らかの形で海外シンクタンクとのネットワークを維持していきたい。
- シンクタンクのみならず、ファンディングの在り方についても、米国のDoDやDARPA等とネットワークを強くしていきたいと考えている。
- シンクタンクのイメージは資料1の内容でよろしいと考えている。自主研究を実施できるような体制とすることは必要であるが、研究費はどのようなものになるのか。若い優秀な人材を獲得するためには、給与面の問題あるが、どの程度自由に研究費が使用できるのかという点が重要であり、明確にしていくべきである。また、事業を受託

した際に、再委託や再々委託を行うとすれば、どのような範囲で行い、ガバナンスはどのようになるのかを明確にしていくべきである。独立行政法人でも再委託は後で問題になることがあるため、ベストプラクティスを用意しておく必要。有意なネットワークとの間で再委託や再々委託ができるようになると良い。情報公開ポリシーについて、非公開版の研究成果の存在を問われた場合の対処について、政府はどのように検討しているのか。

- 研究費の問題は、シンクタンクのみならず我が国の競争的資金の問題となっている。それらの議論の推移も見ながら、できる限りインセンティブの高い研究費の構造をつくるべきと考えている。再委託、再々委託については制度を今後詰めていきたい。
- 研究費は外部資金がとれるような機関であるべきと考えているため、基本設計をとりまとめる際に表現を工夫して記載したい。科研費等の競争的研究費も取りつつ、所属する調査員が自ら能力を高めていけるような組織が望ましいと考えている。政府の中では、再委託や再々委託は認められない部分があるが、必要に応じた確かな方法で再委託が実施できるように検討していきたい。情報公開請求等で文書の開示が求められた場合は、基本的には、情報公開法に基づき不開示とする部分以外は全て開示していくことになると考えている。また、特定秘密に該当するような情報をシンクタンクが保有することは現時点で想定していない。
- 政策研究大学院大学が防衛省の委託調査を行った際に、情報公開請求対応の基準が大学側と防衛省側で異なっており、非常に苦労した過去がある。情報公開請求に対しては、事前に対応方針を決めておく必要があると考える。また、米国内の情勢も鑑みると、現在構築されている米国のシンクタンクとのネットワークの維持は重要であり、時間の経過とともに日本のシンクタンクに対する期待感が下がっていくため今まで以上に働きかけを行う必要がある。米国だけではなく、オーストラリアや、イギリスなどの欧州諸国、NATO加盟国といった各国のシンクタンクとの間でネットワークを広げていき、日本のシンクタンクが立ち上がることが理想である。立ち上がるまでの間、海外戦略をどのように展開してくのが重要であるが、外務省のネットワーク等も活用しながら日本のシンクタンクの状況を積極的に発信していく必要がある。
- シンクタンク組織の基本設計については、資料1の内容で異なる。政府の内部組織として設立するのか、公的性質をもつ組織として設立するのかという点で、公益財団法人として設立してしまうと、事業仕分けでターゲットになった外務省の日本国際問題研究所のように、財政基盤や組織基盤が安定しないおそれがある。そうすると、優

秀な人材が集まりにくくなってしまいます。対して、政府の中にある防衛研究所では今般のウクライナ情勢でも活躍するような優秀な人材が所属しており、法人形態によって大きく差がでてくるものと考えます。

このシンクタンクは K Program の運用にあたって必要な情報提供・助言や、経済安全保障推進法に基づく調査研究の受託を可能とする調査・分析基盤の構築を当面のミッションとしており、単に研究しているだけではなく、政策過程に資する部分に実際にどのように役立つのかということが重要で、政府との距離の近さや政府の要求に答えるという側面も担保されていないと質の高いアウトプットにつながらず、国内外の関係機関からの情報提供もされなくなってしまう。その意味でも、政策と研究どちらにも精通するような人材が中心的な役割を果たすことが重要である。

- 今回のシンクタンクは K Program という大きなターゲットがあり、K Program への貢献度によってシンクタンクが評価されていくと考える。問題はそういうところに優秀な人材を配置することができるかどうか、という点。法的な根拠を持つ法人で、そこに専門家が集まり海外とのネットワークを強く持ち、具体的な政策に資することができるようなシンクタンクを目指すべきと考える。政府を絡ませて責任ある形で組織をつくっていくべき。
- 政府がコミットする複数年にわたる調査計画や事業計画のようなものをつくった上で、すり合わせながら運営していく。政府と法人が一体となり業務を進めつつ、科学技術分野は状況の移り変わりが激しいため、必要があれば、計画の見直しも辞さず運営していく姿が望ましいと考えている。
- 研究成果を政策に打ち込めるかどうかは、調査員のモチベーションにつながっている。既存のシンクタンクの中で、これまでは提供した情報がどのように役立っているのか分からないという意識は大きいと考えている。K Program の他、S B I Rにも大きな額の予算が充てられており、先端科学研究・技術とスタートアップは根本でつながっている。シンクタンクは政策のバックアップ組織として重要な役割をもつと考えている。
- 資料1のp6において、各省庁がそれぞれのニーズに即して要請する調査研究を実施することも想定されているが、K Program と直接的に関係ない領域も調査研究の範囲に含まれているのか。
- そのような理解でいい。
- シンクタンク組織の事業計画に沿った形で各省庁が委託するのであれば、問題ないと

考えるが、調査研究内容に見合った人材が揃えられるかという点は調整が必要と考えている。

(以 上)